石川町役場新庁舎建設基本設計に対する意見と町の考え方

○意見募集期間

平成26年1月6日(月)~平成26年2月7日(金)

○意見提出者数

3人

○意見件数

7件

(ご意見については、要約して記載させていただいています。)

(ご意見については、要約して記載させていただいています。)		
NO.	意見の内容	町の考え方
1	場所は警察署の隣に決まったようだが、	新庁舎の建設場所は、平成 25 年 1 月の
	1 面積が狭いので工事費が高くなる。	議会において警察署隣の町有地に決定い
	2出入り口が少ない。	たしました。
	3 交通渋滞の可能性がある。	ご意見にあるような問題で、解消でき
	4国道側なので商店などのほうがよい。	るものについては、できる限る町民の皆
	(発展を阻害する可能性がある。)	さんにご不便をかけることの無いよう、
	などの問題があると思う。	対応していきたいと考えています。
2	新庁舎の場所は、畜産組合にできれば	新庁舎の建設場所は、平成25年1月の
	良いと思う。	議会において警察署隣の町有地に決定い
		たしました。
		ご理解をお願いいたします。
3	新庁舎は、県内における流通の重要路	新庁舎は、非常の際の防災拠点施設で
	線の一端としての役割や5町村の中枢的	あると共に、町民の皆さんの一時避難施
	役割を担う拠点としてしての期待や地域	設としても活用していきたいと考えてい
	の拠点としての役割を兼ねそろえた重要	ます。
	施設であり、いざ有事の際に町民の生	新庁舎には、非常の際の電源確保のた
	命・財産を守ることを最優先すると伴に、	め、200kwの自家発電設備、そして30
	他の地域との情報共有化や連携体制を密	k wの太陽光発電と45kwの蓄電池を
	に災害に強い町であること、また、被災	整備し対応していきたいと考えていま
	者の受け入れ及び被災地への物流の拠点	す。
	としての役割を担う町としての情報発信	ご意見の官・民共同運営による事業に
	が求められていると考えます。	ついては、難しい点もあるかと思われま
	そこで、官・民共同による太陽光発電	すが、貴重なご意見として受け承りたい
	施設 (スマートエネルギーシステム事業)	と思います。
	の共同運営を提案したいと思います。	

運営内容

- ・太陽光発電システム・蓄電システムの 構築
- ・公用車のエコ促進
- ・緊急時におけるエネルギー確保と運用
- 雇用促進
- ・官・民共同体の補助金の活用
- ・運営の波及(本庁舎から各自治センタ ーへ及び近隣5町村へのネットワークの 構築)

以上の内容について、官の持つ利便性、 民間による技術の技術力の促進を、新庁 舎建設計画に伴い施工することにより、 地域の中枢を担う石川町としての役割の 一端を実現できれば、石川町が新たな地 方自治体の見本であり、また手本となる よう将来性を踏まえて考慮しなければな らないと感じます。

4 石川町庁舎建設工事費の変更について

資材や工賃の高騰により、建設工事費が当初計画の9億8900万円から14億8100万円に見直しの説明がありましたが、石川小学校は当初の概算工事費20億円が18億9000万円と工事費の見直しはありません。

また、三春町役場庁舎も新庁舎建設が計画されていますが、延べ床面積が2792平方メートルと石川町役場庁舎と大差がないのに建設工事費は9億6000万円です。なぜ、こんなにちがうのでしょうか、主権者である町民(施主)に対して丁寧な説明と了解が必要です。町民の意見によっては計画の見直しと変更も必要と考えます。

基本設計における概算事業費については、人件費や資材の高騰により基本計画時点から大きく増えると見込まれています。

また、防災拠点施設及び町民の皆さん の一時避難施設とするための「免震構造」 の採用や面積の増分等も増額の要因となっています。

これら、事業費については、現在進めております実施設計において詳細を詰めている状況であり、町といたしましても極力縮減を図るべく精査していきたいと考えています。

町民の皆さんへは、実施設計がまとまりましたら、説明会等を開催しご意見を 伺いたいと考えています。

5 庁舎建設の関連する環境整備の財政の裏付けについて

新庁舎周辺の交通状況など環境整備について、旧国道への接続道路とか、県立石川高校からの国道への接続道路の整備、庁舎前の国道の整備など簡単に言いますが財政の裏付けはどうなのでしょうか、庁舎移転に伴う中心市街地空洞化対策としての町中再生計画も急ごしらえで進められています。旧小学校の利活用も資料館とか、高齢者や子供の施設としての利用など様々発言されていますが、財政の裏付けはどうなのでしょうか。新庁舎供用と共に必要となるものです。財政見合い等と悠長なことは許されません。

新庁舎の供用開始にあたっての環境整備は、町民の皆さんが利用しやすいよう 国道 118 号からの右折レーンや左折レーンの整備を検討しています。

また、ご意見にあるような様々な周辺 整備やその他の事業等についても検討を 進めなければなりません。

これらの事業については、現時点では 具現化していませんが、いずれにいたし ましても、町財政を圧迫することのない ような財政計画を構築し進めていきたい と考えています。

6 起債について

新たな起債 6 億 5000 万円は充当率 100%で交付税措置をされるから町の負担はないとの説明でしたが、実際は元利償還金の70%であり、残り30%分は町の負担です。そればかりではありません、交付税の100%充当の意味は、交付税算定の基礎になる標準財政需要額の算定式の中にその分を見込んでもいいと言うことであって、地方交付税の交付は、その年の国の徴収する国税5税(所得税など)の徴収状況により地方財政計画の中に反映されるものであり、100%かどうかは分からない代物であることは役場職員であれば承知のことです。

小学校建設にも起債は生じます。石川 町は今後も上水道の第 4 次拡張計画や施 設組合の焼却施設の更新とか起債の生じ る事業が想定されます。財政健全化計画 で借金縮小に町民の協力と我慢をお願い してきましたが、町民の身近な生活環境 今回の起債は、東日本大震災後に新たに設けられた「被災施設復旧関連事業債」で、現本庁舎が東日本大震災による被災を受けていることから借り入れができるものであり、後年度負担については70%が地方交付税で措置されるものです。

地方交付税については、原則として国税5税の一定割合が財源となるものですが、その額が地方財政計画上の財源不足を下回る場合には、地方財政対策により、国が別枠での加算、臨時財政対策債措置等を行い補っているものです。

さらに、交付税措置がある地方債の元 利償還金については、地方交付税法及び 普通交付税に関する省令により、事業費 補正として基準財政需要額に算入される ものであり、当該算入分が普通交付税に 加算され交付されています。

ご意見のとおり、後年度においては元 利償還金の30%は、町の負担となります が、庁舎建設において70%が交付税で措 の整備も必要になってきています。借金 (起債) は慎重でなければなりません。 置される起債は通常はありませんので、 新庁舎建設に際しては、有効に活用して いきたいと考えています。

また、償還については、年間 1000 万円 程度であり、町財政を圧迫するものでは ないと考えています。

7 民主主義、住民自治が問われている

住民参加は大切なことです。しかし、 住民参加は町が作り上げた物に協力して 下さいとか、現物支給するから自分たち でやって下さいだけではありません。本 当の住民参加・協同の町づくりは、計画・ 企画から参加し、町民自ら作ると言うこ とだと思います。

パブリックコメントも町民の意見を聞く一つの手段として必要です。それだけでは不十分だと思います。町民の多くの人たちの日常に関わる重要な施策や政策については、住民説明会とか全戸アンケートとか、できるだけ多くの町民の意見を聞くことに労力を惜しまないでください。町民は町長や議会にすべてを委ねているわけではないのです。主権者は町民であって、決めるのは主権者である町民なのです。住民自治とはそういうものだと思います。偏見を持たず町民一人ひとりの声に耳を傾けてください。

石川町第5次総合計画においては、本 庁の将来像を「みんなが主役 協働と循 環のまち」として掲げ、各種施策を進め てきたところであり、町民の皆さんによ るまちづくりが進められてきたものと考 えています。

住民参加には、様々な方法があると思いますが、その時々に応じた形でご参加をいただいてきたものと考えております。

ご意見のとおり住民参加は大切なものであることは言うまでもありません。今後も、できる限る住民の皆さんに参加いただきながら各種施策を展開していきたいと考えています。